

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

第155期（平成25年4月1日～平成26年3月31日）

- ① 連結計算書類の連結注記表
- ② 計算書類の個別注記表

株式会社 巴川製紙所

法令及び定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト（<http://www.tomoegawa.co.jp>）に掲載することにより、株主の皆さまに提供しているものであります。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

連結子会社の名称

9 社

TOMOEGAWA (U. S. A.) INC. 、TOMOEGAWA EUROPE B. V. 、TOMOEGAWA HONG KONG CO. , LTD. 、(株)巴川ホールディングス惠州、巴川影像科技(惠州)有限公司、新巴川加工(株)、三和紙工(株)、巴川物流サービス(株)、日本理化製紙(株)

前連結会計年度において連結子会社であったTOMOEGAWA HOLDINGS AMERICA INC. は当社の連結子会社であるTOMOEGAWA (U. S. A.) INC. を存続会社とする吸収合併により解散したため、新巴川製紙(株)は当社を存続会社とする吸収合併により解散したため、(株)テクニカ巴川は清算したため及び(株)T F Cは株式の一部を譲渡したことによりそれぞれ当連結会計年度より連結子会社から除外しております。

(2) 非連結子会社の名称

連結の範囲から除いた理由

巴川コリア(株)、日彩控股有限公司、日彩影像科技(九江)有限公司
非連結子会社はいずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数

持分法を適用した関連会社の名称

2 社

昌栄印刷(株)、(株)トッパンTOMOEGAWAオプティカルプロダクツ

(2) 持分法を適用しない非連結子会社の名称

持分法を適用しない関連会社の名称

巴川コリア(株)、日彩控股有限公司、日彩影像科技(九江)有限公司
日本カード(株)、A Tエレクトロード(株)、Aura Paper Industries (India) Pvt. Ltd. 等

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社または関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちTOMOEGAWA HONG KONG CO. , LTD. 、(株)巴川ホールディングス惠州、巴川影像科技(惠州)有限公司の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの・・・決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの・・・移動平均法による原価法

② デリバティブ・・・時価法

③ たな卸資産・・・主として移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

当社においては、建物及び構築物については定額法、機械装置及び運搬具、器具及び備品については定率法を採用しております。また、連結子会社においては、主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8～47年

機械装置及び運搬具 4～14年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討して、回収不能見込額を計上することとしております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき、当連結会計年度の負担額を計上することとしております。

③ 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上することとしております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理することとしております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。また、収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理することとしております。

② 重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ただし、ヘッジ会計の特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、特例処理を採用しております。

③ 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(2年)による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による均等按分額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

④ のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び負ののれん(平成22年4月1日以前に発生したもの)の償却については、5年間の定額法により償却を行うこととしております。

⑤ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)
及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付
適用指針」という。)を当連結会計年度末より適用し(ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針
第67項本文に掲げられた定めを除く。)、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として
計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異を退職給付に係る負債に計上しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結
会計年度末において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減してお
ります。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る負債が3,536百万円計上されるとともに、その他の包括利
益累計額が618百万円減少しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

売掛金	397百万円
たな卸資産	1,315百万円
立木	251百万円
建物及び構築物	5,030百万円
機械及び装置	1,656百万円
土地	2,433百万円
植林木	27百万円
投資有価証券	201百万円
計	11,313百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	3,671百万円
1年内返済予定の長期借入金	4,188百万円
長期借入金	1,757百万円
計	9,617百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 42,018百万円

3. 保証債務

連結子会社以外の会社の金融機関等からの借入に対し、債務保証を行っております。

(株)TFC

864百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	51,947,031株
------	-------------

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成25年6月25日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

・普通株式の配当に関する事項

①配当金の総額	257百万円
②1株当たり配当額	5.00円
③基準日	平成25年3月31日
④効力発生日	平成25年6月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成26年5月22日開催の取締役会決議による配当に関する事項

①配当金の総額	308百万円
②配当の原資	利益剰余金
③1株当たり配当額	6.00円
④基準日	平成26年3月31日
⑤効力発生日	平成26年6月9日

3. 当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式	431,000株
------	----------

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主に銀行借入により事業活動に必要な設備投資資金及び運転資金を調達し、預金等の安全性の高い金融資産により一時的な余資を運用しています。また、デリバティブについては金利・為替の変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、信用限度規定に沿ってリスクの低減を図っております。投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、四半期ごとに時価を把握しリスク管理しております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。一部の長期借入金の金利変動リスクは、金利スワップ取引を行い支払利息の固定化を実施しております。

デリバティブ取引の執行・管理は社内規程に基づき実施しており、為替の変動リスクを回避するために先物為替予約を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (*1)	時価 (*1)	差額
(1) 現金及び預金	3,116	3,116	—
(2) 受取手形及び売掛金	6,831	6,831	—
(3) 投資有価証券（その他有価証券）	1,189	1,189	—
(4) 支払手形及び買掛金	(5,335)	(5,335)	—
(5) 短期借入金	(5,473)	(5,473)	—
(6) 1年内返済予定の長期借入金	(4,971)	(4,971)	—
(7) 長期借入金	(3,698)	(3,804)	△ 106
(8) デリバティブ取引 (*2)	(2)	(2)	—

(*1)負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(*2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券(その他有価証券)

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金、並びに(6) 1年内返済予定の長期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、一部の長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(8) デリバティブ取引

為替関係の時価算定方法は、取引金融機関から提示された先物為替相場によっております。

なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 「(3) 投資有価証券(その他有価証券)」のうち、非上場株式等(連結貸借対照表計上額271百万円)及び関係会社株式(連結貸借対照表計上額1,302百万円)は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上していないもの

当社は、旧新宮工場導水管設備の埋設用地等に関して、地方公共団体を含む地権者と賃貸借契約等を締結しているため、原状回復に係る義務を有しております。

当該導水管設備に関しては、①地権者が多岐にわたるとともに、撤去又は復旧を要求している地権者がおらず、現在のところ撤去等の工事予定が立たないこと、②原状回復の工法として導水管自体を撤去する工事方法の他、導水管に樹脂等を充填して地盤沈下を防ぐ復旧方法等が考えられ、採用する方法により金額が大きく異なること、③環境保護の観点から非常時のライフラインや工業用水設備として当該導水管設備を再利用することも考えられており、原状回復の要否についても不確定な要素があることなどから、具体的な原状回復方法、原状回復に要する金額、及び原状回復時期を明確にできる状況でないため、資産除去債務を合理的に見積もることができません。

そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

(企業結合に関する注記)

共通支配下の取引等

当社は、平成25年4月26日開催の取締役会において、当社の100%連結子会社である新巴川製紙㈱を吸収合併することを決議し、平成25年10月1日付で吸収合併しました。

1. 取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

①結合企業

名称：㈱巴川製紙所（当社）

事業の内容：1. 紙、不織布及びパルプ並びにこれらと他の材料との複合物の製造、加工、輸出入並びに販売
2. プラスチックス及びこれと他の材料との複合物の製造、加工、輸出入並びに販売
3. 電子写真用現像剤、複写、印刷、記録用材料の製造、加工、輸出入並びに販売
4. 電子機器用部分品、電磁機器用部分品、通信機器用部分品及び電池用部分品の製造、加工、輸出入並びに販売
5. 磁気記録カード・テープ及び集積回路内臓情報記録カード等の製造、加工、輸出入並びに販売

②被結合企業

名称：新巴川製紙㈱

事業の内容：1. 紙、不織布、パルプ及びこれらと他の材料との複合物の製造、加工、輸出入並びに販売
2. プラスチックス及びこれと他の材料との複合物の製造、加工、輸出入並びに販売

(2) 企業結合日

平成25年10月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社、新巴川製紙㈱を消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後の企業の名称

㈱巴川製紙所

(5) その他取引の概要に関する事項

当社グループの製紙事業を担う新巴川製紙㈱は、縮小する市場に応じた事業再構築を進めてまいりましたが、近年は産業資材等の高性能の機能紙分野を中心に独自の製品の開発が軌道に乗り、商品化を着実に進展・拡大させてまいりました。100%出資子会社である新巴川製紙㈱と当社とは、これまでも緊密な連携関係を築いてまいりましたが、異なる技術分野の融合による新技術・新製品の開発の加速化とアジアを中心とした成長市場への販路の拡大を図るため、分散していた経営資源を統合して、事業の一層の強化を目指してまいります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

（1株当たり情報に関する注記）

1. 1株当たり純資産額	235円33銭
2. 1株当たり当期純利益金額	11円88銭

（追加情報）

（法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する連結会計年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については従来の37.7%から35.4%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は29百万円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式・・・移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの・・・事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの・・・移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ・・・時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産・・・主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物、構築物については定額法、機械及び装置、車両運搬具、工具、器具及び備品については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～47年

構築物 10～45年

機械装置及び車両運搬具 4～14年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討して、回収不能見込額を計上することとしております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上することとしております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(2年)による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による均等按分額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上することとしております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ただし、ヘッジ会計の特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、特例処理を採用しております。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

立木	251百万円
建物	4,074百万円
構築物	149百万円
機械及び装置	1,656百万円
土地	801百万円
植林木	27百万円
計	6,961百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	3,500百万円
1年内返済予定の長期借入金	4,041百万円
長期借入金	1,620百万円
計	9,161百万円

上記の他、以下の資産を子会社である㈱巴川ホールディングス恵州の銀行借入金(合計32百万円)の担保に供しております。

投資有価証券	201百万円
--------	--------

2. 有形固定資産の減価償却累計額 31,812百万円

3. 保証債務

他の会社の金融機関等からの借入債務等に対し、保証を行っております。

TOMOEGAWA (U. S. A) INC.	844百万円
TOMOEGAWA EUROPE B. V.	1百万円
TOMOEGAWA HONG KONG CO., LTD.	1百万円
巴川影像科技(惠州)有限公司	75百万円
三和紙工㈱	449百万円
巴川物流サービス㈱	64百万円
日本理化製紙㈱	184百万円
㈱T F C	864百万円
計	2,486百万円

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	2,075百万円
長期金銭債権	56百万円
短期金銭債務	1,841百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 3,445百万円

仕入高 3,664百万円

営業取引以外の取引による取引高 742百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 455千株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減損損失 511百万円

賞与引当金 71百万円

退職給付引当金 682百万円

退職給付信託費用 648百万円

役員退職慰労引当金 55百万円

有価証券評価損否認額 115百万円

繰越欠損金 939百万円

その他 103百万円

繰延税金資産小計 3,127百万円

評価性引当額 △ 887百万円

繰延税金資産合計 2,240百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 △ 123百万円

固定資産圧縮積立金 △ 730百万円

繰延税金負債合計 △ 853百万円

繰延税金資産の純額 1,386百万円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の37.7%から35.4%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は21百万円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注)12	科目	期末残高 (注)12
子会社	TOMOEGAWA (U.S.A.) INC.	所有 直接 100.0%	保証債務	保証債務(注)1	844	—	—
	TOMOEGAWA EUROPE B.V.	所有 直接 100.0%	当社製品の 販売	製品の販売(注)2	855	売掛金	387
	日彩映像科技(九江)有限公司	所有 間接 51.0%	原材料の販売	原材料の販売(注)2	367	売掛金	363
	新 巴 川 製 紙 株 有 限 公 司 (注)3	所有 —	資金の援助 保証債務	資金の貸付(注)4	—	短期貸付金	100
						長期貸付金	940
				利息の受取(注)4	3	—	—
				未収入金の回収(注)5	36	長期未収入金	605
				保証債務(注)6	546	—	—
				担保の受入(注)7	—	—	—
	三 和 紙 工 株 有 限 公 司	所有 直接 100.0%	保証債務 担保の受入	保証債務(注)6	449	—	—
				担保の受入(注)8	—	—	—
	新 巴 川 加 工 株 有 限 公 司	所有 直接 100.0%	当社製品の 仕上、加工	外注加工費(注)9	1,995	未払費用	176
	日 本 理 化 製 紙 株 有 限 公 司	所有 直接 50.8% 間接 3.0%	担保の受入	担保の受入(注)8	—	—	—
	株 有 限 公 司 T F C (注)10	所有 —	保証債務	保証債務(注)11	1,038	—	—
				保証料(注)11	1	未収入金	0

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. TOMOEGAWA (U. S. A.) INC. の銀行借入等844百万円につき、債務保証を行ったものであります。なお、保証料の受取はありません。
2. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して、一般取引と同様に決定しております。
 3. 当社は、平成25年10月1日付けで、同社を吸収合併しました。このため、取引金額は関連当事者であった期間の取引金額を、また、期末残高は関連当事者に該当しなくなった時点での残高を記載しております。
 4. 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
 5. 新巴川製紙㈱に対する未収入金の回収は、分社時に計上した長期未収入金の一部を回収したものです。
 6. ファクタリング債務につき、債務保証を行ったものであります。なお、保証料の受取はありません。
 7. 当社の銀行借入金(4,347百万円)の一部に対して、共同で担保提供(328百万円)を受けておりました。
 8. 当社の銀行借入金(当事業年度末残高3,500百万円)の一部に対して、共同で担保提供(当事業年度末簿価2,266百万円)を受けております。
 9. 新巴川加工㈱の外注加工費については、一般の取引条件と同様に決定しております。
 10. 当社は、平成25年9月27日付けで、同社の株式を一部譲渡したことにより、関連当事者に該当しなくなりました。このため、取引金額は関連当事者であった期間の取引金額を、また、期末残高は関連当事者に該当しなくなった時点での残高を記載しております。
 11. ㈱T F Cの銀行借入1,038百万円につき、債務保証を行ったものであります。なお、保証料につきましては、年率0.1%であります。
 12. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

当社は、旧新宮工場導水管設備の埋設用地等に関して、地方公共団体を含む地権者と賃貸借契約等を締結しているため、原状回復に係る義務を有しております。

当該導水管設備に関しては、①地権者が多岐にわたるとともに、撤去又は復旧を要求している地権者がおらず、現在のところ撤去等の工事予定が立たないこと、②原状回復の工法として導水管自体を撤去する工事方法の他、導水管に樹脂等を充填して地盤沈下を防ぐ復旧方法等が考えられ、採用する方法により金額が大きく異なること、③環境保護の観点から非常時のライフラインや工業用水設備として当該導水管設備を再利用することも考えられており、原状回復の可否についても不確定な要素があることなどから、具体的な原状回復方法、原状回復に要する金額、及び原状回復時期を明確にできる状況でないため、資産除去債務を合理的に見積もることができません。

そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

(企業結合に関する注記)

連結注記表の（企業結合に関する注記）に記載しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	206円28銭
2. 1株当たり当期純利益金額	5円35銭